

# 国の減反政策と米の平均反収について

## 宇野 治雄



**宇野** 新政権で国の農政は、どのように変わったのか。

**山口農政課長** 米の個別所得補償として、国からの直接支払により、反当り1万5千円が定額助成として交付されます。なお、水田利活用自給力向上として様々な対策が有り、その中で加工用米には反当り2万円が交付されます。

**宇野** 減反政策の中で、集落営農組合に加入していないと交付金ももらえないと聞いているが。

**農政課長** 販売等の要件を満たし、対象作物を生産する農業者や集落営農に対して交付金が交付されます。

**宇野** 加工用米の出荷について反収8.5俵出荷しなければ交付金の対象にならないと聞いているが、作柄の良い年でも8俵位しか収穫できていない。平均反収が8.5俵という基準はどのようにして決めたのか。

**農政課長** 過去7年間の阿蘇市の基準反収を基に、当該年の基準反収を算定しており、主食用米と同様に

8.5俵を適用しております。

**宇野** 8.5俵が基準であれば、それ以下の収量では自家用の主食用米からでも出荷しなければ交付金をもらえないのか。

**農政課長** 加工用米については、面積に応じて出荷契約数量を出荷いただくため、不足分を主食用米から補っていただくこととなります。

**宇野** 平均反収は所得税にも関連すると思うが。

**渡邊経済部長** 生産調整の面積の部分だけで、所得税に直接関係するものではありません。



減反麦作付け状況

# 「野焼き」今後の取り組みは

## 山部 今朝範



**山部** 3月20日強風注意報発令中に「野焼きを実施する」と放送の後、中止の連絡不徹底で火災が発生した。当時の状況説明を。

**山口農政課長** 早朝に代表者会議を開き、「7時には野焼き実施の放送を行う」こととし、現地で判断していただくことを決定しました。午前9時ごろまでに各牧野が判断されるものと考えていましたが、それより早く火入れを行われた地区がありました。火入れ時間の把握、牧野間の連絡体制等の認識不足がありました。

**山部** 他県では痛ましい事故が発生しているが、最悪時の備えはあるか。

**渡邊経済部長** 各牧野連絡協議会、各集落でも保険を掛けられているところもあるようですが、市としては対応しておりませんので、今後検討していきます。

**山部** 観光客が増え、惨事を招きかねない状態にある。交通規制や道路沿線の拡幅除草は出来ないか。

**経済部長** 一時的に通行止めをし

て対応している状況です。除草作業は中山間直接支払事業を充てていただくことも可能かとも思います。

## 「川」の不法投棄について

**山部** 不法投棄撲滅への対策、罰則等はどうか考えているか。

**岡田市民環境課長** 県や警察、民間団体等で巡回パトロールを行い、周知徹底を目指しています。不法投棄の連絡があれば保健所・警察同伴で状況を確認し、指導を行っています。罰則等については1千万円以下の罰金、5年以下の懲役となっています。

他に「乗合タクシーの増便、時間の変更等について」、「手野下小倉古墳復元について」の質問があります。



不法投棄現場状況

# 阿蘇市乗合タクシー運行を改善・充実して、利用しやすくすること

川端 忠義



**企画振興課長** デマンド交通システムは、十分注目すべき方法と思います。しかし、当面は今の制度の普及啓発に努めたいと思います。

**川端** どの地域でも週3日以上運行し、1日5便以上運行して、利用者との乗合率を増やすように検討したらどうか。

**企画振興課長** 利用者のご意見を十分に取り入れていきたいと思えます。

**川端** 阿蘇市は乗合タクシーを古城地区、中通地区、鍋釣線、永草地地区、深葉・萩の草地区に運行している、利用者に大変喜ばれている。21年度の運行実績はどうか。

**渡辺企画振興課長** 22年2月末までの延べ利用者は930人で、市の補助金は約107万円支給しています。通院や買い物などの日常生活に利用されています。

**川端** 利用率も低く、乗合率も低いが、乗合タクシーの役割を十分に果たしているのか。

**企画振興課長** 乗合タクシーの制度を導入して2年足らずなので、地域によっては利用が少ない所もありますが、少しずつ地域の方々の交通手段として根付いていると思います。

**川端** 利用者を増やし、乗合率を高めるために、自宅から目的地まで送迎する「デマンド交通システム」を導入したらどうか。そうすれば、利用者は便利になって多くなるのではないか。



阿蘇市乗合タクシー

# 阿蘇市子ども手当はどうなるか

井手 明廣



**井手** 0歳児から中学生までに支払われる子ども手当について、支給期間と支給方法は。

**城健康福祉課長** 支給期間は、出生届け以降から中学校卒業の3月31日までです。支給方法は、22年6月に4・5月分、10月に6・7・8・9月分が支給されます。23年2月には10・11・12・1月分、6月に2・3・4・5月分が支給されます。

**井手** 支給事務は市町村で行われるので、給食費などの義務教育費用を子ども手当から差し引いて支給してはどうか。

**健康福祉課長** 滞納者に対しては、受給者と相談の上、給食費等に充てることが可能と思います。

## 幹線道路について

**井手** 広域農道は工事が遅れていると思うが。

**山口農政課長** 約740mが舗装済みです。今年度の事業を急ぐよ

うに手配しています。

**井手** 幹線道路分の市道の進捗状況は。

**伊藤建設課長** 約1.5km完成しています。

**井手** 中通小学校プール跡地の道路整備等を急げないか。

**建設課長** 現在発注しており、早急に進める予定です。

## 中央病院移転計画について

**井手** 建設に関して市医師会との話し合いは行われているのか。

**岩下中央病院事務局長** 今後、医師会との話し合いを進めて行きたいと思えます。

**井手** 市民は阿蘇中学校が移転統合されることから、跡地に建設されるのではないかと思っているが。

**中央病院事務局長** 交通アクセスの良い所とという観点から選定することになります。



幹線道路整備状況（中通地区）